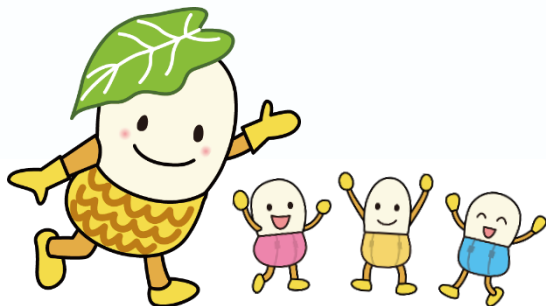


令和 7 年度

保育所等入所(園)の手引き

わたし おりなす

四国中央



【お問い合わせ先】

四国中央市保育幼稚園課

☎ 0896-28-6022

もくじ

市内認可保育施設一覧	1 ページ
1. 入所申込みから利用決定までの流れ	3 ページ
2. 教育及び保育の必要性の認定	7 ページ
3. 入所申込み（教育・保育給付認定）の手続き	10 ページ
4. 入所申込みに必要な書類	11 ページ
5. 申込みについての注意事項	12 ページ
6. 広域入所について	12 ページ
7. 利用調整について	13 ページ
8. 保育施設利用調整実施基準	14 ページ
9. きょうだいで保育施設の入所を申し込む場合	15 ページ
10. 申込書の記入例	17 ページ
11. 子どものための教育・保育給付について	19 ページ
12. 保育料について	20 ページ
13. 0～2歳児（保育認定）の保育料基準額表	21 ページ
14. 3～5歳児の副食費について	22 ページ
15. その他の保育サービスについて	23 ページ

前年度からの変更点

【利用調整の方法について】※詳細は 13 ページをご覧ください。

【私立保育施設を第 1 希望とする方】

原則として、第 1 希望の方を優先して、利用調整を行います（定員を超える場合は、利用調整指数の高い方から順に案内します。）。第 2 希望以降の調整については希望順位に関係なく、利用調整指数が高い方から順に内定します。

【公立保育施設を第 1 希望とする方】

変更なし。

【注意事項】

利用調整指数に限らず、家庭の状況、保育の継続性等、保育の必要性を総合的に勘案し、必要と認める場合には希望順位を繰り上げて利用調整を行うことがあります。

【申込関係について】※詳細は 4 ページをご覧ください。

●出生前の申込みができるようになりました。（4 月入所申込みに限る）

申込み時点で出生前であっても、令和 7 年 4 月 1 日時点で各施設の対象年齢に達する見込みの場合は申込みができます。

【保育認定関係について】（令和 6 年 10 月から運用開始）

●妊娠・出産の認定条件を見直しました。

保育の必要性の認定期間について原則、「産前産後 8 週」となります。ただし、産前 8 週以前の期間についても医師の診断による安静指示がある場合は、保育の必要性があると判断します。その際は、医師による診断書（その他母性健康管理指導事項連絡カード等）の提出が必要となります。また、多胎児妊娠の場合は産前 14 週目の属する月の初日から「妊娠・出産」での保育実施とします。

※産後の認定期間は従来通りです。

保育を必要とする事由	保育実施期間	認定区分
妊娠・出産	産前 8 週目（ 多胎妊娠の場合は 14 週目 ）が属する月の初日から産後 8 週目の翌日が属する月の末日まで	保育標準時間
	その他、医師の診断による安静指示がある期間（産前期間のみ）	

※下線部分が新しく運用を開始した事項。

【利用調整指数関係について】

●多胎児の申込みがあった場合に 2 点加点することとしました。

●就労（内定）の 1 点減点を廃止しました。

●保育士等への加点を 100 時間以上の勤務がある場合のみに変更しました。

●申込児童以外に申込みのない未就学のきょうだいがいる場合の 1 点減点を廃止しました。

●認可外保育施設利用児童に対する 2 点加点を廃止しました。

●きょうだい加点の「すでに入所」と「同時申込」を一律 2 点としました。

●保育料の未納がある家庭について、保育施設入所申込の受付は行いますが、納付が確認できるまでは利用調整の「対象外」としました。

※未納分の納付が確認でき次第、利用調整の対象となります。

市内認可保育施設一覧



保育所（15園）

保育園施設案内はこちらから→
各施設のHPリンクも掲載しています。



運 営	施 設 名	利用定員	入所可能年齢	所 在 地	電 話 番 号	開 園 時 間 ^(※1)
私 立	妻鳥保育園	120	1歳児～	妻鳥町573番地1	22-3980	7:30～18:30 (延長保育) 7:00～7:30 18:30～19:00
	乳児保育所こども村	60	生後100日～ 2歳児	金生町山田井107番地	56-1310	7:30～18:30
	乳児保育所こころ	60		川之江町2290番地	58-1787	
	東保育園	90	1歳児～	三島朝日1丁目5番29号	28-6085	7:30～18:30 (延長保育) 7:00～7:30 18:30～19:00
	みしま乳児保育園	90	生後57日～ 2歳児	中之庄町542番地	23-1311	7:30～18:30 (延長保育) 18:30～19:00
公 立	金生保育園	120	1歳児～	金生町下分1653番地1	28-6273	7:30～18:30
	上分保育園	45		上分町545番地1	28-6272	
	松柏保育園	100		下柏町389番地	28-6084	
	中曽根保育園	120		中曽根町1489番地	28-6083	
	寒川保育園	90		寒川町1388番地3	28-6087	
	豊岡保育園	60		豊岡町大町1892番地1	28-6088	
	小林保育園	70		土居町小林834番地	28-6373	
	土居保育園	90		土居町土居1570番地	28-6372	7:30～18:30 (延長保育) 7:00～7:30 18:30～19:00
	北保育園	60		土居町蕪崎712番地	28-6374	7:30～18:30
	北野保育園	30		土居町北野1522番地	28-6376	

【地域型保育及び乳児保育所に通うお子さまの卒園後の進級先について】

地域型保育（保育施設しゃぼん玉、ひまわりハッピー保育園、ヤクルト法皇保育園）及び乳児保育所（乳児保育所こども村、乳児保育所こころ、みしま乳児保育園）は0～2歳児クラスまでの施設となるため、3歳児（年少）クラスに進級する際に新たに保育施設への入所申込みが必要となります。当市においては卒園後も継続して保育が受けられるよう、利用調整の際に「5点」の加点を付けております。

認定こども園（８園）

認定こども園施設案内はこちらから→
各施設のHPリンクも掲載しています。



運 営	施 設 名	利用定員	入所可能年齢	所 在 地	電 話 番 号	開 園 時 間 ^(※1)
私 立	認定こども園 金生幼稚園	保育 70 教育 75	(保育) 生後 6 か月～	金生町下分 701 番地	58-6510	7:30～18:30 教育時間は各施設に お問い合わせください。
	認定こども園 三島幼稚園	保育 100 教育 120		三島宮川 3 丁目 20 番 4 号	24-3183	
	緑ヶ丘認定こども園	保育 105 教育 150		金生町山田井 350 番地	58-6111	
	愛和認定こども園	保育 60 教育 150	(教育) 3 歳～	中之庄町 1216 番地	24-3533	
	認定こども園 アンジェリーナ	保育 65 教育 15		土居町上野乙 158 番地 1	74-6980	
公 立	川之江こども園	保育 120 教育 75	(保育) 生後 6 か月～ ※金田こども園 は 1 歳児～	川之江町 1061 番地 6	28-6270	7:30～18:30 (教育時間) 9:00～14:00
	金田こども園	保育 75 教育 15		金田町金川 203 番地 1	28-6275	
	土居東こども園	保育 75 教育 30	(教育) 3 歳児～	土居町津根 1650 番地	28-6375	

地域型保育（３園）

地域型保育施設案内はこちらから→
各施設のHPリンクも掲載しています。



運 営	施 設 名	利用定員	入所可能年齢	所 在 地	電 話 番 号	開 園 時 間
私 立	【事業所内保育事業所】 保育施設しゃぼん玉	19 従業員枠 有	生後 2 か月～ 2 歳児	上分町 861 番地 20	56-1786	8:00～19:00 ^(※2) (延長時間) ※従業員枠のみ 7:00～8:00 19:00～20:00
	【小規模保育施設】 ひまわりハッピー保育園	12	生後 4 か月～ 2 歳児	金生町山田井乙 18 番地 1	22-4550	7:30～18:30
	【事業所内保育事業所】 ヤクルト法皇保育園	19 従業員枠 有	生後 6 か月～ 2 歳児	妻鳥町 624 番地 1	22-3518	7:30～18:30

*1 開園時間のうち、保育標準時間は 7:30～18:30、保育短時間は 8:30～16:30 となります。

*2 開園時間のうち、保育標準時間は 8:00～19:00、保育短時間は 8:00～16:00 となります。

幼稚園（４園）

運 営	施 設 名	利用定員	入所可能年齢	所 在 地	電 話 番 号	開 園 時 間
公 立	新宮幼稚園	30	3 歳児～	新宮町新宮 460 番地	28-6418	8:30～14:00
	三島東幼稚園	90		上柏町 99 番地	28-6089	
	三島南幼稚園	80		豊岡町大町 190 番地	28-6091	
	土居東幼稚園 (令和 8 年度末閉園予定)	70		土居町津根 3703 番地 1	28-6364	

※令和 6 年 9 月 1 日時点の情報です。



1. 入所申込みから利用決定までの流れ

【令和7年4月1日から入所を希望する場合（新規入所）】

申込みにあたり、事前に希望施設への見学を行ってください。

※見学の際は、あらかじめ施設にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

(1)	申込受付 【受付期間】 10/1(火)～10/25(金) 【受付時間】 8：30～17：15	10/1(火)～10/15(火)の期間は <u>第1希望の施設の受付指定日に必要書類を提出してください。</u> ※受付場所については9月号広報をご確認ください。
		【受付指定日に申込みできない場合】 予備受付日：10/16(水)～10/25(金) 保育幼稚園課（市役所2階）または川之江・土居福祉窓口でお申込みください。
【注意事項】 受付期間(10/1～10/25)の間に入所申込みを行った方と10/26以降に入所申込みを行った方とでは <u>利用調整の時期が異なります。</u> ※(2).(4)をご確認ください。		



(2)	利用調整（1回目） 【期間】 11月上旬から1月	【対象者】10/1～10/25の間に申込みがあった方
		・保育を必要とする事由（8ページ参照）や就労等の時間に応じて認定を行います。 ・採点基準（14ページ）をもとに点数化を行い、優先度の高さを決定し利用調整を行います。



(3)	利用調整結果通知 【通知予定】 1月下旬～2月上旬	【希望施設に入所が内定した方】
		「利用調整結果通知書」及び「支給認定事項通知書」を送付します。 ※入所内定施設との面談については、別途お知らせします。
		【希望施設に入所できなかった方】
		・利用調整結果に関する書類を送付後、「(4)利用調整（2回目）」を実施します。



(4)	利用調整（2回目） 【期間】 2月下旬	【対象者】 ・10/26以降に申込みがあった方 ・(3)で入所ができなかった方
		(2)と同様に利用調整を実施し、順次、保育施設をご案内します。 ※本利用調整で入所が決まらなかった方に「入所保留通知書」を送付します。



(5)	利用決定 【入所日】4月1日～	・保育料は入所後、園を通じてお知らせします。
-----	----------------------------------	------------------------

【出生前の保育施設入所申込みについて（4 月入所のみ）】

保育施設入所申込み受付期間を早く設定していることから、4 月入所申込みについては、出生前の申込みを受付けます。（5 月～翌年3月入所の申込みは出生後の申込みになります。）

No.	項目	内容																								
1	申込み手続きについて	入所申込みから利用決定までの流れにつきましては、3 ページをご覧ください。 【必要書類】 ①特定教育・保育給付認定申請書兼入所（園）申込書 ※<u>申請児童の氏名、生年月日、マイナンバー等は空白のまま提出してください。</u> ②保育の必要性を証する書類（11 ページ(1)参照） ③家庭状況に応じて必要な書類（11 ページ(2)参照） ④<u>申込児童の母子手帳の写し</u> ※表紙及び出産予定日の記載があるページ																								
2	出生前の保育施設利用申込みが可能な対象児童について	4月1日時点で保育施設の入所可能月齢に達している場合のみ申込みが可能です。 <table><tr><td colspan="2">入所可能月齢が生後 57 日からの施設</td></tr><tr><td>受入可能施設</td><td>みしま乳児保育園</td></tr><tr><td>出生予定日</td><td>令和7年2月3日まで</td></tr></table> <table><tr><td colspan="2">入所可能月齢が生後2か月からの施設</td></tr><tr><td>受入可能施設</td><td>保育施設しゃぼん玉</td></tr><tr><td>出生予定日</td><td>令和7年2月1日まで</td></tr></table> <table><tr><td colspan="2">入所可能月齢が生後 100 日からの施設</td></tr><tr><td>受入可能施設</td><td>乳児保育所こども村 乳児保育所こころ</td></tr><tr><td>出生予定日</td><td>令和6年12月22日まで</td></tr></table> <table><tr><td colspan="2">入所可能月齢が生後 4 か月からの施設</td></tr><tr><td>受入可能施設</td><td>ひまわりハッピー保育園</td></tr><tr><td>出生予定日</td><td>令和6年12月1日まで</td></tr></table>	入所可能月齢が生後 57 日からの施設		受入可能施設	みしま乳児保育園	出生予定日	令和7年2月3日まで	入所可能月齢が生後2か月からの施設		受入可能施設	保育施設しゃぼん玉	出生予定日	令和7年2月1日まで	入所可能月齢が生後 100 日からの施設		受入可能施設	乳児保育所こども村 乳児保育所こころ	出生予定日	令和6年12月22日まで	入所可能月齢が生後 4 か月からの施設		受入可能施設	ひまわりハッピー保育園	出生予定日	令和6年12月1日まで
入所可能月齢が生後 57 日からの施設																										
受入可能施設	みしま乳児保育園																									
出生予定日	令和7年2月3日まで																									
入所可能月齢が生後2か月からの施設																										
受入可能施設	保育施設しゃぼん玉																									
出生予定日	令和7年2月1日まで																									
入所可能月齢が生後 100 日からの施設																										
受入可能施設	乳児保育所こども村 乳児保育所こころ																									
出生予定日	令和6年12月22日まで																									
入所可能月齢が生後 4 か月からの施設																										
受入可能施設	ひまわりハッピー保育園																									
出生予定日	令和6年12月1日まで																									
		【注意事項】 以下の場合、<u>入所時期の延期</u>または<u>入所不可</u>となることがあります。 • 出生日が出産予定日と異なったことにより、4月1日時点で<u>受け入れ可能な月齢に達していない場合</u> • 発育状況等の理由で、<u>安全に保育を行うことが難しい</u>と施設が判断した場合																								
3	出生後の手続きについて	問診票の提出及びマイナンバーの確認が必要になりますので、出生後2カ月以内（最終3月1日まで）に保育幼稚園課（市役所2階）までお越しください。 <u>上記の手続きがされない場合は、申請が無効になりますのでお気を付けください。</u>																								

【新4歳児（年中）新5歳児（年長）のお子さまで転園を希望する場合】
～現在ご利用の施設に在籍のまま転園申請ができます～



新4歳児・新5歳児のお子さまを対象に、現在ご利用の施設に籍を置いたまま、希望する施設に転園の申請ができるようになりました。通常の入所申請とは申込方法が異なりますのでご注意ください。

【転園申請の対象児童】

- ・令和7年度に新4歳児（年中）・新5歳児（年長）になるお子さま

【条件】

- ・2号認定（認定こども園の場合保育部分の利用）を受けていること
- ・現在ご利用の施設に令和7年度現況届を提出していること

入所申込から利用決定までの流れ

(1)	申込受付 【受付期間】 10/1(火)～10/25(金) 【受付時間】 8:30～17:15	【申込受付場所】保育幼稚園課（市役所2階） 《必要書類》 ・令和7年度 転園希望申請書 ・運転免許証等の顔写真付き証明書
【注意事項】 「令和7年度 転園希望申請書」は保育幼稚園課（市役所2階）で直接お渡しいたします。 ※申請できる園は1施設のみです。		



(2)	結果通知 【通知予定】 12月上旬	【転園が決まった方】
		・転園が決まった施設との面談を実施していただきます。 ※結果通知書に問診票等を同封していますので、必要事項を記入の上、現在、在籍している園にご提出ください。 ・現在、在籍している園に退園届を提出してください。 ・転園先への<u>入所を辞退することはできません。</u>
		【転園ができなかった方】
		・令和7年4月1日以降も、引き続き、在籍している施設をご利用できます。 ※特段、手続きの必要はありません。

【年度途中の入所を希望する場合（途中入所）】

(1) 申込受付

【提出先】 保育幼稚園課（市役所2階）または川之江・土居福祉窓口

【申込締切日】 入所希望月の前月 10 日（土・日・祝の場合は直前の開庁日）

※申込みは随時受付を行っておりますが、前月 10 日までに申請があった方から優先的に選考します。

【受付時間】 8：30～17：15

【入所日】 原則、月の初日（1 日）

※やむを得ず、月の途中日の入園を希望する場合は、保育幼稚園課にご相談ください。

各施設の空き状況を公表しています。
こちらからご確認ください。

【年度途中入所申込受付期間】

入所希望月	申込受付期間	ホームページ 公表予定日
令和7年 5月	4月10日(木)まで	毎月 20 日頃
6月	5月 9日(金)まで	
7月	6月10日(火)まで	
8月	7月10日(木)まで	
9月	8月 8日(金)まで	
10月	9月10日(水)まで	
11月	10月10日(金)まで	
12月	11月10日(月)まで	
令和8年 1月	12月10日(水)まで	
2月	1月 9日(金)まで	
3月	2月10日(火)まで	



※入所希望月の6か月前から申込みできます。

(2) 利用決定

- 入所希望月の前月 20 日頃に利用調整結果の通知「保育施設利用調整結果通知書」を発送します。
※希望施設に空きがない場合は、入所待ちになります。

【選考の流れ】

（例）6 月 1 日入所の場合

4/20 頃…6 月入所受入可能状況公表開始



5/10…入所申込締め切り（希望施設の変更・追加を含む）



5/20 頃…6 月入所に係る結果通知の発送

※提出いただいた申込書は年度末まで有効です。

（令和7年度申請については、申込みをした日から令和8年3月31日まで）

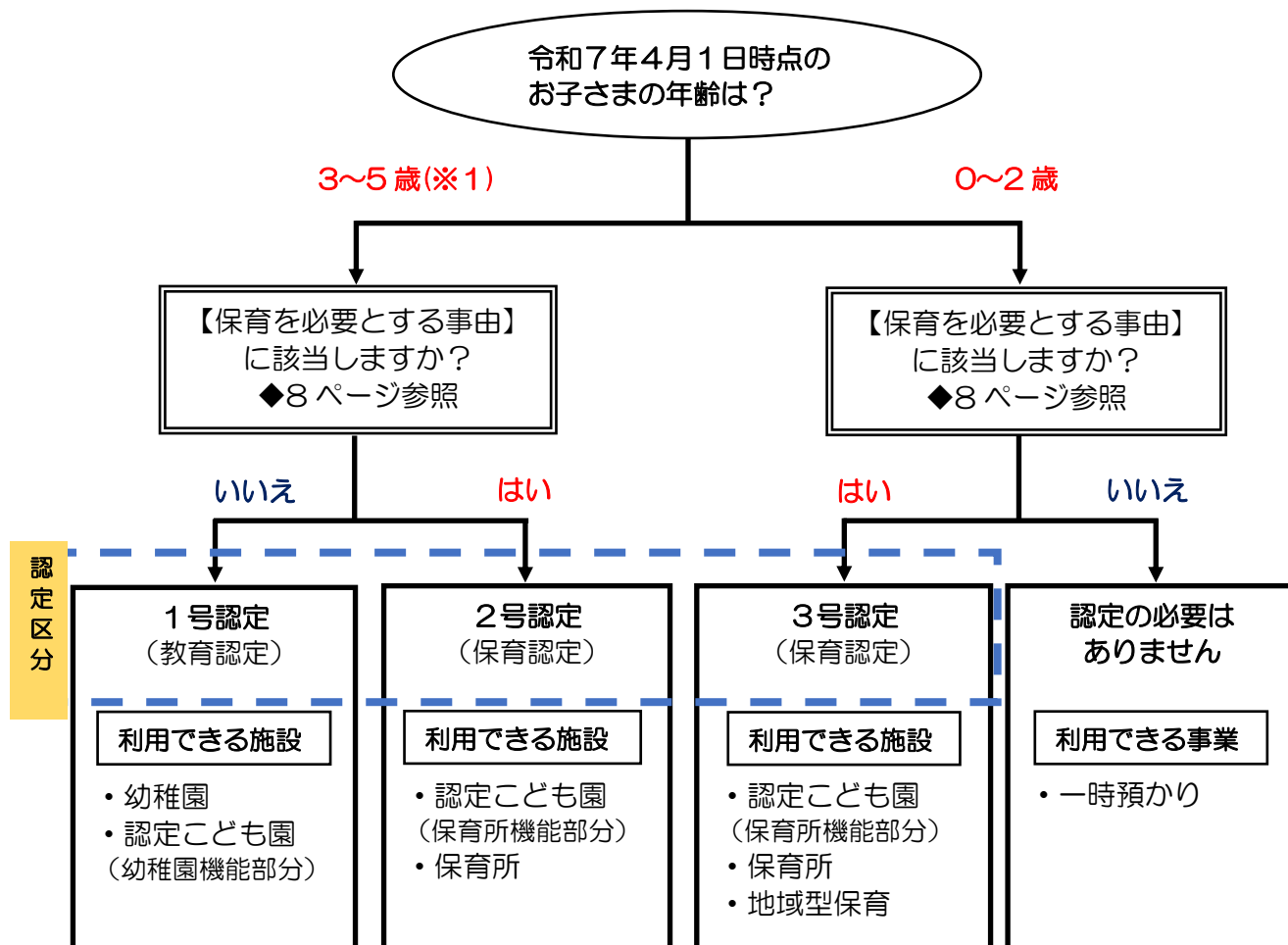
入所希望施設の追加や変更がある場合は申込受付期間中に保育幼稚園課（市役所2階）または川之江・土居福祉窓口までお越しください。



2. 教育及び保育の必要性の認定

(1) 認定の内容

幼稚園・認定こども園・保育園等の施設を利用するには、認定を受けることが必要となります。



【預かり保育料金の還付について】

～～働きながら認定こども園・幼稚園の教育部分を利用できます～～

1号認定（教育時間認定）で施設をご利用している方でも、市から保育の必要性の認定「新2号認定」を受けることにより、預かり保育料金が日額450円まで無償（後日、還付）になります。

対象施設：私立認定こども園及び新宮幼稚園

※預かり保育料金については、各施設にお問い合わせください。

（預かり保育利用：イメージ図）

7:30	9:00		14:00	18:30
預かり保育		教育認定の保育時間		預かり保育

(2) クラス年齢について

令和 7 年 4 月 1 日現在の年齢でクラスが決まります。

※年度途中で誕生日を迎えてもクラス年齢は変わりません。

令和 7 年度クラス年齢早見表

クラス年齢	生年月日	
0 歳児 クラス	令和 6 年 4 月 2 日	～
1 歳児 クラス	令和 5 年 4 月 2 日	～ 令和 6 年 4 月 1 日
2 歳児 クラス	令和 4 年 4 月 2 日	～ 令和 5 年 4 月 1 日
3 歳児 クラス	令和 3 年 4 月 2 日	～ 令和 4 年 4 月 1 日
4 歳児 クラス	令和 2 年 4 月 2 日	～ 令和 3 年 4 月 1 日
5 歳児 クラス	平成 31 年 4 月 2 日	～ 令和 2 年 4 月 1 日



(3) 保育を必要とする事由

2・3 号認定を受ける方は、保護者(父・母)が次の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当することが要件となります。

保育を必要とする事由	保 育 実 施 期 間	認 定 区 分
月 64 時間以上の就労	小学校就学前までの保育を必要とする期間	保育標準時間 または保育短時間
妊娠・出産	産前 8 週目（多胎妊娠の場合は産前 14 週目）が属する月の初日から産後 8 週目の翌日が属する月の末日まで	保育標準時間
	その他、医師の診断による安静指示がある期間（産前期間のみ）	
保護者の疾病、障がい	小学校就学前までの保育を必要とする期間	保育標準時間 または保育短時間
親族の介護・看護	小学校就学前までの保育を必要とする期間	保育標準時間 または保育短時間
災害復旧	災害の復旧が完了すると見込まれる期間	保育標準時間
求職活動 (起業準備を含む)	入所後 90 日を経過する日の月末まで	保育短時間
保護者の就学	職業訓練校や大学等へ通学する期間	保育標準時間 または保育短時間
虐待やDVのおそれ	小学校就学前までの保育を必要とする期間	保育標準時間
災害復旧	災害の復旧が完了すると見込まれる期間	保育標準時間
その他、上記に類する状態として市が認める場合	小学校就学前までの保育を必要とする期間	保育標準時間 または保育短時間

※認定区分が標準時間の場合、保護者の希望により短時間を選ぶことも可能です。

(4) 保育の必要量

保護者の「保育を必要とする事由」の種類により、「保育標準時間」と「保育短時間」とに分けて「保育の必要量」の認定をします。

保育標準時間	1 日あたり 最大 11 時間 までの利用（11 時間を超えての利用は延長保育） ※保育を必要とする事由「就労」の場合 月 120 時間以上				
【利用時間】7 時 30 分から 18 時 30 分まで（最大 11 時間）					
7：00	7：30			18：30	19：00
延長保育 ^(※1)	11 時間のうち 保育を必要とする時間			延長保育 ^(※1)	
(※1) 妻鳥保育園・東保育園・土居保育園・みしま乳児保育園については、勤務状況等により必要と認められる場合、11 時間の枠を超えての利用が認められます。					

保育短時間	1 日あたり 最大 8 時間 までの利用（ 8 時間を超えての利用は延長保育） ※保育を必要とする事由「就労」の場合 月 64 時間以上 120 時間未満				
【利用時間】8 時 30 分から 16 時 30 分まで（最大 8 時間）					
7：00	7：30	8：30		16：30	18：30 19：00
延長保育 ^(※1)	延長保育 ^(※2)	8時間のうち 保育を必要とする時間	延長保育 ^(※2)	延長保育 ^(※1)	
(※1) 妻鳥保育園・東保育園・土居保育園・みしま乳児保育園については、勤務状況等により必要と認められる場合、11 時間の枠を超えての利用が認められます。					
(※2) 勤務状況等により必要と認められる場合、開園時間の範囲内において、8 時間の枠を超えての利用が認められます。					

【注意事項】					
・ 保育の必要量は「 最長で保育園等を利用することができる時間 」であり、そのままお子さまの保育時間となるわけではありません。実際にご利用いただける時間帯は、 家庭でお子さまを保育することができない時間帯のみ です。					
・ 保育することができない時間帯やお子さまの状況等を踏まえて園との相談により、 保育の必要量認定が変更となる場合があります 。					
・ 保育施設しゃぼん玉のみ利用時間が異なります。詳しくは 2 ページをご覧ください。					
・ 延長保育を利用する場合、別途 延長保育料金が発生します 。 ※延長保育の利用料金については、各施設にお問い合わせください。					





3. 入所申込み（教育・保育給付認定申請）の手続き

保育認定を受ける場合

保育園、認定こども園(保育部分)の利用を希望する場合は、市役所の窓口へお申込みください。利用調整を行い、入所可能施設の決定を行います。

◆提出書類

- ①特定教育・保育給付認定申請書兼入所（園）申込書
- ②保育の必要性を証する書類（11 ページ(1)参照）
- ③家庭状況に応じて必要な書類（11 ページ(2)参照）
- ④保育園等申込児童の問診票
- ⑤きょうだい同時申込意向確認票

※①～④の書類については、申請児童 1 名につき、1 部必要です。

※⑤の書類については、きょうだいで同時期に保育施設を申し込む場合、提出が必要です。

※新年度入所申込期間中の流れについては、3 ページをご覧ください。

教育認定を受ける場合

（1 号認定）→ 幼稚園、認定こども園（教育部分）の利用を希望する場合は、施設への入所申込みを経て、入所決定後に施設を通じて教育・保育給付認定申請をしてください。
なお、申込みに際しては、家庭状況に応じて必要な書類があります。（11 ページ(2)参照）

（新 2 号認定）→ 幼稚園、認定こども園（教育部分）の利用を希望する中で、保育認定があれば、預かり保育料金が還付されます(上限あり)ので、施設へ申込みを行ってください。
（提出書類：11 ページ(1)参照）

保育所等利用申込手続きに

『マイナンバー（個人番号）』の記載及び確認が必要です。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により、保育所等の利用手続きの際にはマイナンバー（個人番号）の記載が必要です。

保護者と申請児童のマイナンバーの記載及び提示が必要です。

また、申請時には、お越しいただいた方の身元確認を行いますのでご協力をお願いいたします。

1. 番号確認書類 マイナンバー確認に提示が必要な書類（※保護者（父・母）と申請児童）

	書 類 名
マイナンバーカードがある場合	マイナンバーカード
マイナンバーカードがない場合 ※いずれか 1 点で可	①マイナンバー記載の住民票 ②マイナンバー記載の住民票記載事項証明書 ③マイナンバー通知カード ※通知カードに記載されている住所や氏名に変更がない場合のみ使用可能 <u>個人番号通知書は番号確認書類として使用できません</u>

2. 身元確認書類 身元確認に提示が必要な書類（※申請書を持参される方）

書 類 名
マイナンバーカード、運転免許証等の顔写真付き証明書



4. 入所申込みに必要な書類

(1) 保育の必要性を証する書類

保育を必要とする事由		提出が必要な書類	添付書類
就労	会社員・内職 パート・アルバイト等	就労証明書 ※就労先事業者等に無断で 作成し又は改変を行った ときには、刑法上の罪に 問われる場合があります。	法人化していない自営業主の場合 確定申告書の写し、開業届の写し、 営業許可書の写し 等 事業従事者の場合 専従者の確認ができる書類の写し ※直近3ヶ月の給与明細 シフト表 等
	自営業・農業・漁業等		
妊娠・出産		保育事由に係る申立書	母子健康手帳の写し (表紙・出産(予定)日が記載されているページ) 産前8週より前に保育を希望する場合 診断書又は母性健康管理指導事項連絡カード(入院加療、自宅療養等の安静指示)
疾病、障がい		保育事由に係る申立書	身体障害者手帳の写し、療育手帳の写し、 診断書(家庭内保育が困難である旨記載の もの、申込み時点で作成後6か月以内のもの) 等
介護・看護		保育事由に係る申立書/ タイムスケジュール (申立書裏面)	身体障害者手帳の写し、 介護保険証の写し、 療育手帳の写し、診断書、 精神障害保健福祉手帳の写し 等
求職活動 (起業準備含む)		保育事由に係る申立書 ※入所後3か月以内に就労 証明書等が提出されない 場合、退所となります。	
就学		保育事由に係る申立書/ タイムスケジュール (申立書裏面)	在学証明書及びカリキュラム等
虐待やDVのおそれ		保護命令書の写し、 警察署への届出等	
災害復旧		罹災証明書	
育児休業中の継続利用(※)		保育幼稚園課まで お問い合わせください	
その他、上記に類する状態として 市が認める場合		市が必要と認める書類	

※新年度入所申込可能な児童は地域型保育又は乳児保育所の卒園児に限ります。

(2) 家庭状況に応じて必要な書類

状 況	必要書類(例)
ひとり親世帯	児童扶養手当受給者証の写し、戸籍謄本の写し
離婚を前提に別居している	離婚調停中であることがわかるもの(裁判所発行)
在宅障がい児(者)がいる世帯	身体障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当証書、 精神障害者福祉手帳 等の写し
保護者が海外勤務をしている	勤務先が発行する給与の支払証明など海外での収入がわかる書類

※その他にも、必要に応じて書類を提出していただくことがあります。



5. 申込みについての注意事項

よくあるご質問等につきましては、市HPに掲載しております。
QRコードよりご確認ください。



- (1) 申込受付期間終了後（10月26日以降）、第1希望の施設の変更はできません。
- (2) 受付期間（10月1日～10月25日）の間に入所申込みを行った方と10月26日以降に入所申込みを行った方とでは、**利用調整の時期が異なりますのでお気を付けください。（3ページ参照）**
- (3) 他市に住民登録がある方が入所を希望する場合は、住民登録をしている市区町村の保育担当課にお問い合わせください。なお、4月1日までに転入する予定の方は、当市にて申し込みますが、転入が確認できない場合は入所申込が無効となりますので、お早めに手続きを済ませてください。
- (4) 育児休業から復職する場合、原則、**入所後1ヵ月以内に育児休業を終了し、復職していただく必要があります。**また、復職後2週間以内に「復職証明書（市様式。入園後配布します。）」を提出していただきます。（会社都合等の理由により復職が遅れることが分かった場合は、速やかに保育幼稚園課までご相談ください。）
- (5) 特定教育・保育給付認定及び利用調整については、令和7年4月1日時点の状況に基づいて行いますので、令和7年4月1日時点の保育の必要性に応じた書類を提出してください。
- (6) 在園児で4月1日付の転園を希望される場合は3月末で退所となり、新規の申込みと同様の扱いになります。希望の施設に入所できず、元の施設を希望される場合においても、利用調整（優先順位による）の対象となりますので元の施設に戻れない場合があります。
- (7) 市内地域型保育または乳児保育所の卒園児を除き、育児休業を理由とする新規申込みは認められません。
- (8) 提出された書類内容が事実と異なる場合は、認定及び入所内定を取り消す場合があります。
- (9) 申込み以降、以下の事象が生じた場合は速やかに保育幼稚園課までご連絡ください。
 - ・世帯構成や保育を必要とする事由等に変更が生じた場合
 - ・入所の申請を取り下げる場合
 - ・内定決定後に辞退する場合



6. 広域入所について

「広域入所」とは

お住まいの自治体を超えて保育所等を利用することをいいます。

利用に際しては、自治体間で協議を行い、利用の可否を決定することとなります。

広域入所の要件

- ・保護者の勤務地が希望保育所等の所在する市区町村にある
- ・保護者が里帰り出産する等

四国中央市外の保育施設・認定こども園（保育部分）に子どもを通わせたい場合（委託）

ご希望の施設がある市区町村の保育担当課に、市外の児童を受け入れているか、いつまでに手続きする必要があるか確認のうえ、四国中央市保育幼稚園課にお申込みください。申込みに必要な書類については、四国中央市の様式をご使用いただき、余裕をもって、提出してください。

※私立認定こども園（教育部分）及び私立幼稚園を希望する場合は、施設に直接お申込みください。



7. 利用調整について

- ・利用調整とは、入所可能人数を超えて申込みがあった場合、提出していただいた書類などをもとに利用調整指数を算出し、優先度の高いお子さまから入所の内定を行うことです。
- ・利用調整指数は、「四国中央市保育施設利用調整実施基準」（14 ページ参照）に基づき、父母それぞれの『基準点』を加算し、家庭状況等に関する『調整点』で加減し、算出します。

◆令和7年度入所申込より、市内保育施設の利用調整の方法を変更します◆

【私立保育施設を第1希望とする方】（変更あり）

原則として、第1希望の方を優先して、利用調整を行います。（定員を超える場合は、利用調整指数の高い方から順に案内します。）第2希望以降の調整については希望順位に関係なく、利用調整指数が高い方から順に内定します。

【公立保育施設を第1希望とする方】（変更なし）

希望順位に関係なく、利用調整指数が高い方から順に内定します。

【注意事項】

- ・利用調整指数に限らず、家庭の状況、保育の継続性等、保育の必要性を総合的に勘案し、必要と認める場合には希望順位を繰り上げて利用調整を行うことがあります。
- ・利用調整指数が同点の場合は、「四国中央市保育施設利用調整実施基準」（14 ページ参照）の「3.利用調整指数が同点の場合の優先順位」を基準に利用調整を実施します。
- ・申込みの状況によっては、希望する施設を利用出来ない場合があります。また、きょうだいで同じ施設の利用を希望されていても、同じ施設を利用できないことがあります。



8. 保育施設利用調整実施基準

四国中央市保育施設利用調整実施基準

1. 保育利用の優先順位に関する基準点

保育利用にあたる保護者の就労形態等			
番号	事由	類型	就労時間等 基準点
1	就労	会社員、公務員、パート等 (就労先の内定が確認できるものを含む) ※5月1日の就労開始まで ※内職を除く	160時間以上／月
			140時間以上／月
			120時間以上／月
			100時間以上／月
			80時間以上／月
			64時間以上／月
		中心者	160時間以上／月
			140時間以上／月
			120時間以上／月
			100時間以上／月
			80時間以上／月
			64時間以上／月
		自営業 (農業・漁業従事者を含む)	160時間以上／月
			140時間以上／月
			120時間以上／月
			100時間以上／月
		協力者	80時間以上／月
			64時間以上／月
			64時間以上／月
			64時間以上／月
		内職	
		64時間以上／月	
		4	
		9	
2	妊娠・出産	出産8週間(多胎妊娠の場合は14週間)の月初から出産8週後の月末まで その他、医師の診断による安静指示がある(産前期間に限る)	
3	保護者の 疾病・障がい	入院	概ね1ヶ月以上の入院
			10
		常時臥床	疾病のため概ね1ヶ月以上臥床している場合
			10
			10
		精神疾患	精神疾患により保育に著しい支障をきたす場合
			8
		一般療養	医師に1ヶ月以上の加療・安静を要すると診断された場合
			7
		軽度の症状で通院・加療を要する	上記以外で医師に保育困難であると診断された場合
			3
			10
			10
4	家族の 介護・看護	同居親族の 介護・看護	入院
			常時付添の必要性がある場合
		通院	週4日以上通院に付き添っている場合
			6
5	就学	職業訓練校を含む学校等に就学するもの	160時間以上／月
			140時間以上／月
			120時間以上／月
			100時間以上／月
			80時間以上／月
			64時間以上／月
		身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者	160時間以上／月
			140時間以上／月
			120時間以上／月
			100時間以上／月
6	求職活動	雇用条件等を確認できる就労先内定者を除いた 就労活動中(起業準備を含む)のもの	8
			8
			8
			8
7	育児休業中の 継続利用	育児休業取得時に既に保育を利用しており、継続利用が必要と認められる場合 ※地域型保育施設及び乳児保育所の卒園児が対象	2
			2
			2
			2
8	虐待・DV	虐待や配偶者から暴力を受ける恐れがある	10
			10
			10
			10
9	災害復旧	震災・風水害・火災等で家屋が失われ復旧にあたる場合	10
			10
			10
			10
10	その他	類似項目を適用し適宜指数を調整する	

2. 児童の家庭状況等に関する調整点

考慮すべき世帯の状況等			
番号	区分	適用	調整点
1	ひとり親世帯 (母子・父子世帯)	配偶者と離婚、死別、または未婚であるもの 配偶者が拘禁中であるもの 離婚を前提に別居しているもの	5
		生活保護世帯	3
		親のいない家庭	3
		死亡、行方不明、拘禁等の理由により親がいない場合	3
2	多子家庭	多子家庭の第3子以降である児童について	1
		生計中心者の失業	2
		生計中心者が失業し(自発的失業を除く)、速やかな就労が必要であると認められるもの	2
		虐待・DVの恐れなど 社会的養護が必要な場合	5
3	児童が障がい等を有する場合	保護証明(接近禁止命令、退去命令)を受けたもの「特別の支援を要する家庭」として、児童相談所等の通知を受けたもの	5
		身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または特別児童扶養手当の受給者証を交付されているもの及び障がい児保育を行う必要が認められたもの	2
		育児休業明け	1
		育児休業明けで復職するもの 育児休業取得により退所していた児童が保護者の復職により再利用を希望する場合	1
4	きょうだい同時申込 (当項目内で重複不可)	既にきょうだいが認可保育施設に在籍しているもの	2
		複数のきょうだいが同時に認可保育施設の利用を申し込むもの	2
		双子・三つ子等(多胎児)が同時に認可保育施設の利用を申し込むもの	2
		多胎児の同時申込	2
5	地域型保育所等の 卒園児	連携施設が確保されていない市内地域型保育施設(乳児保育所等)を入所期間満期による卒園に伴い4月に転園見込みの場合 (2歳児クラスで保育が終了する保育施設についても同様)	5
		就労時間等が140時間以上／月のもの	15
		保育士等 [※] の子どもの利用 ※ 市内の保育園、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所または市長が認める保育施設で勤務する保育士資格・幼稚園教諭資格を有する者	10
		就労時間等が120時間以上／月のもの	10
6	祖父母の状況	就労時間等が100時間以上／月のもの	5
		保育可能な、同居する65歳未満の祖父母がいないもの	-1
		ただし、就労・疾病等で保育ができない場合は除く	-1
		市内在住の祖父母がいないもの	1
7	育児休業の延長による自宅 保育が可能である場合 (他の調整点との重複不可)	保育所等に入所できない場合、育児休業の延長が可能であるもの	-9
		幼稚園入園予定	最下位
		幼稚園入園が予定されている場合	最下位
		児童福祉等の観点から特に調整が必要とされた場合	調整協議
8	その他の状況	市内在住児童の入所を優先するため、利用調整実施後の状況により判断する	調整協議
		広域入所	調整協議

◆注意事項

- ・利用調整指数は父母それぞれの基準点を合算し、調整点によって加減する。ただし、ひとり親世帯の場合は、いない方の親の点数を10とし、両親がいない場合は、養育者の勤務形態等の点数とする。
- ・保育を必要とする事由が複数ある場合、原則として配点の高いもので採点を行うものとする。
- ・保育を必要とする事由が複数あり、どの事由でも最低点に満たない場合、それぞれの事由に係る従事時間等を合算し、最も従事時間の長いものを主たる事由として採点を行うものとする。
- ・調整点については、該当するものを全てを加(減)算する。また、一つの区分において複数該当する場合は、該当するもののうち最も点数の高いものを加算する。
- ・保育料等の未納がある場合(卒園児含む)、納付が確認できるまで利用調整の対象外とする。

3. 点数が同点の場合の優先順位(以下の順とする)

1	兄弟姉妹と同一施設への利用が見込まれるもの(①、②の順とする) ①兄弟姉妹が既に入所しているもの ②兄弟姉妹が同時申込するもの
2	3～5歳児で小学校区内の保育施設を第1希望とするもの
3	地域型保育事業所等を卒園するもの
4	ひとり親家庭で同居する祖父母がいないもの
5	当該施設の希望順位が高いもの
6	基準点が高いもの
7	同一世帯における18歳以下(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子)の兄弟姉妹の多いもの
	上記においても優先順位がつけられない場合は、世帯の状況等を総合的に判断し、入所調整を行う



9.きょうだいで保育施設の入所を申し込む場合

きょうだいで同時期に申込みを行う場合、保護者の方のご意向に沿えるよう、入所希望状況の聞き取りを行っております。選択した内容が入所決定施設に影響しますのでご注意ください。

【質問内容】

(1) きょうだいで同じ保育施設に入所することを希望しますか？

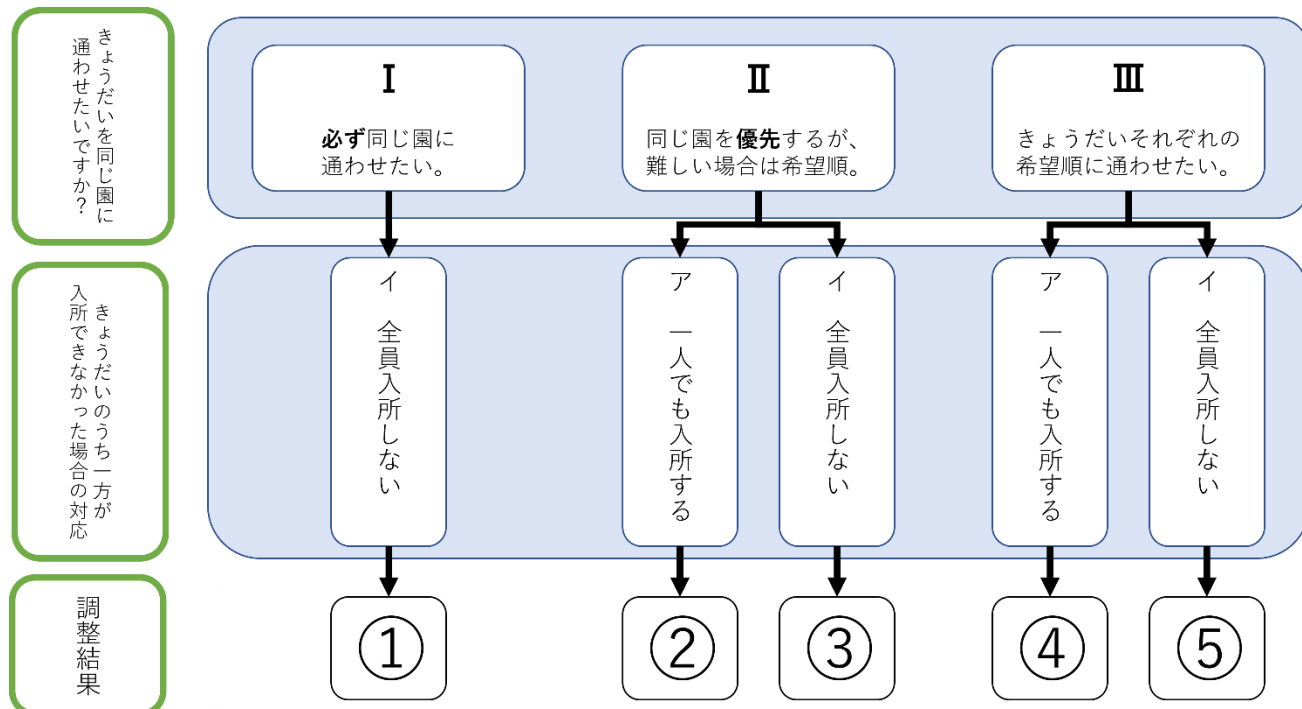
I	きょうだいで同じ保育施設へ入所する。(別々の園になることは望まない) 同じ保育施設に入所できない場合は、入所できるまで待機する。
II	きょうだいで同じ保育施設へ入所することを優先する。 同じ保育施設に入所できない場合はきょうだいそれぞれの希望順位に入所可能な施設へ入所する。
III	きょうだいそれぞれの希望順位に入所可能な保育施設へ入所する。

(2) きょうだいのうち、どちらかが保育施設に入所できない場合どうしますか？

ア	ひとりでも入所を希望する。
イ	全員入所しない。

※アを選んだ場合は、きょうだいのうちひとりのみ入所する場合においても、就労（育児休業中の場合は復職）等の保育認定が必要となります。

【フローチャート】



選択内容における調整結果のイメージは 16 ページをご参照ください。

きょうだい入所選考のイメージ

【想定パターン】

パターン1	パターン2	パターン3
兄：第1～6希望に入園できる 弟：第3～6希望に入園できる	兄：第1～3希望に入園できる 弟：第4、5希望に入園できる	兄：第3～6希望に入園できる 弟：第6希望まで入園できない
兄 A B C D E F 弟 A B C D E F	兄 A B C D E F 弟 A B C D E F	兄 A B C D E F 弟 A B C D E F

①	きょうだいで同じ保育施設へ入所する。（別々の園になることは望まない。） 同じ保育園に入所できない場合は全員を未入所とする。		
調整結果	パターン1 兄 C園 弟 C園	パターン2 兄 未入所 弟 未入所	パターン3 兄 未入所 弟 未入所
②	きょうだいで同じ保育施設へ入所することを優先する。 同じ保育施設に入所できない場合はきょうだいそれぞれの希望順位に入所可能な施設へ入所する。 どちらかが未入所となった場合はひとりでも入所を希望する。		
調整結果	パターン1 兄 C園 弟 C園	パターン2 兄 A園 弟 D園	パターン3 兄 D園 弟 未入所
③	きょうだいで同じ保育施設へ入所することを優先する。 同じ保育施設に入所できない場合はきょうだいそれぞれの希望順位に入所可能な施設へ入所する。 未入所となるきょうだいがいる場合は全員を未入所とする。		
調整結果	パターン1 兄 C園 弟 C園	パターン2 兄 A園 弟 D園	パターン3 兄 未入所 弟 未入所
④	きょうだいそれぞれの希望順位に入所可能な保育施設へ入所する。 どちらかが未入所となった場合はひとりでも入所を希望する。		
調整結果	パターン1 兄 A園 弟 C園	パターン2 兄 A園 弟 D園	パターン3 兄 D園 弟 未入所
⑤	きょうだいそれぞれの希望順位に入所可能な保育施設へ入所する。 未入所となるきょうだいがいる場合は全員を未入所とする。		
調整結果	パターン1 兄 A園 弟 C園	パターン2 兄 A園 弟 D園	パターン3 兄 未入所 弟 未入所



10. 申込書の記入例

記入例

令和7年度 施設型給付費・地域型保育給付費等
特定教育・保育給付認定申請書 兼 入所(園)申込書

四国中央市長 宛

★代表保護者は保育料等の納付義務者となります。定及び施設入所を申請します。
すでに在園児がいる場合や、きょうだいで申込をされる場合、代表保護者は統一してください。保育料決定に必要な世帯情報及び課税情報を、四国中央へ提示することに同意します。

★市役所に提出する日を記入してください。

※ボールペンで記入してください。鉛筆または消えるペンで記入しないでください。

※市記載欄

2・3号
歳 ☐ 標準 ☐ 短時間
☐ 出生前受付
認定証番号
小学校区 ()

代表保護者	住所 四国中央市 三島宮川4丁目6番5号 ○○マンション 1001号室	申請日: 令和 年 月 日
氏名	四国 太郎	第1連絡先 090 - 0000 - 0000 続柄(母)
		第2連絡先 080 - 0000 - 0000 続柄(父)
		第3連絡先 0896 - 28 - 6022 続柄(自宅)

※代表保護者は保育料等の納付義務者となります。

★連絡先は、SMSによる納付等に関するお知らせに利用する場合があります。

申請児童	フリガナ シコク ユメ	任意	性別	女	続柄	子	生年月日	令和3年4月25日
氏名	四国 ゆめ							
個人番号(マイナンバー)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0					(第3子)		
現在ご利用中の施設	() ※該当施設(認可外保育施設等含む)がある場合は必ずご記入ください。							

①同居家族の状況(令和7年4月1日時点の年齢、学年を)
※学業や就労等のため別居している家族についても記入してください。

★令和7年4月1日現在の年齢を記入ください。

申請児童の同居者(申請児童を除く)	フリガナ	続柄	生年月日	年齢	勤務先等の名称・学校名	備考
	シコク タロウ	父	63年8月4日	36歳	株式会社○○○○	別居: ☐ 有
	シコク ハナコ	母	3年2月25日	34歳	○○○四国中央店	別居: ☐ 有 出産予定日: R7.5.1 復職日: R7.5.1
	シコク ミライ	姉	H25年6月9日	11歳	○○小学校6年	
	シコク キラリ	姉	R1年5月16日	5歳	○○認定こども園年長	
	チュウオウ カツアキ	祖父	S35年11月13日	64歳	農業	
	中央 克明					
ひとり親の場合	☐ 離婚(年 月 日) ☐ 死別(年 月) ☐ 未婚 ☐ 別居(年 月 日頃から) 【調停中 ☐ 有 ☐ 無】					
生活保護の適用	☐ 有(年 月 日開始) 在宅障がい児(者)家庭 ☐ (対象者氏名)					

該当する場合は必ずご記入ください。

②希望する利用期間・施設名

利用期間	施設名	第1希望	第2希望	第3希望
☒ 令和7年4月1日から		○○認定こども園	●●保育園	□□保育園
☐ 令和 年 月 日まで		第4希望	第5希望	第6希望
☒ 小学校就学前まで		××保育園	▲▲保育園	

■市記載欄

マイナンバー(個人番号)の記載	☐ 有 ☐ 無
①番号確認書類	有 ☐ 入園が決まった場合に、通うことができる施設をご記入ください。
②身元確認書類	有 ☐ マイナンバー(個人番号)カード ☐ 顔写真付き身分証明書(運転証) 免許証等 ☐ その他書類2つ()

備考				受付担当者
----	--	--	--	-------

□ 以下の内容については、同時申込のきょうだいの申請書に記入済みのため省略(きょうだい氏名：)

③保育の利用を必要とする状況等

③・④の内容については、きょうだいと同時に申込をする場合に限り、どちらか一方のきょうだいの申請書に記入していれば省略が可能です。

保育の利用を必要とする事由 ※就労状況については添付書類の就労証明書にて確認します	父	☒ 就労(雇用・自営・内職・) ☐ 親族の介護・看護 ☐ 就学 ☐ 育児休業の取得に係る子ども以外の入所 ☐ 災害復旧 ☐ 虐待・DV ☐ その他()		
	① 1日当りの就労時間 8 時間	② 1ヶ月の就労日数 2 1 日	③ 1ヶ月の就労時間 1 6 8 時間 (①×②)	
母	☒ 就労(雇用・自営・内職・) ☐ 疾病・障がい ☐ 求職活動(起業予定を含む) ☐ 親族の介護・看護 ☐ 就学 ☐ 育児休業の取得に係る子ども以外の入所 ☐ 妊娠・出産 ☐ 災害復旧 ☐ 虐待・DV ☐ その他()			
	① 1日当りの就労時間 7 時間	② 1ヶ月の就労日数 2 0 日	③ 1ヶ月の就労時間 1 4 0 時間 (①×②)	
保育を希望する利用日時	利用曜日 __ 月 __ 曜日 から __ 金 __ 曜日 まで		利用時間帯 __ 7 時 __ 30 分 から __ 17 時 __ 00 分 まで	
	児童の送迎が可能なご家族 (☒ 父 ・ ☒ 母 ・ ☒ 祖父 ・ 祖母 ・)			
希望する保育必要量の区分	☒ 標準時間 (1ヶ月の就労時間が120時間以上) → 保育時間 (最大11時間) ☐ 短時間 (1ヶ月の就労時間が 64時間以上) → 保育時間 (最大 8時間)			
	◎実際にご利用いただける保育時間は、標準時間・短時間ともに、ご家庭で保育ができない時間帯のみです。			
備 考	★この備考欄には、必要に応じて、就労状況の詳細や、保育を必要とする状況等について記入してください。			

④祖父母の状況

	フリガナ 氏 名	年齢	就労	同居状況等	住所(別居の方のみ)	会社名等	備 考
父 方	祖 父 シコク ヒロシ	65 歳	☒ 有 ☐ 無	☐ 同居 ☒ 別居 ☐ 死亡・離別	愛知県名古屋市中〇〇番地	△△株式会社	
	四国 広						
母 方	祖 母 シコク ヨシコ	64 歳	☐ 有 ☒ 無	☐ 同居 ☒ 別居 ☐ 死亡・離別	同上	療養中	
	四国 良子						
父 方	祖 父	歳	☐ 有 ☐ 無	☒ 同居 ☐ 別居 ☐ 死亡・離別			
	祖 母			☐ 同居 ☐ 別居 ☒ 死亡・離別			

★同居または死亡・離別の場合、他項目の記入は必要ありません。

★下線以降の記入は必要ありません。

■市記載欄

・父 親	☐ 就労証明書 ☐ 申立書(求職/病気/介護(看護)/就学) ☐ 診断書 ☐ 保育困難証明書 ☐ 有休期間証明書
・母 親	☐ 就労証明書 ☐ 申立書(求職/出産/病気/介護(看護)/就学) ☐ 診断書 ☐ 保育困難証明書 ☐ 有休期間証明書
・在宅障がい児(者)	☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 特別児童扶養手当証書 ☐ 精神障害者福祉手帳
・ひとり親	☐ 児童扶養手当受給(有・無) ☐ 戸籍謄本写
・その他	☐ 在学証明書(時間割) ☐ 身体障害者手帳(有・無) ☐ 介護保険証 ☐ 保育必要量の変更申請書



11. 子どものための教育・保育給付について

平成 27 年度からスタートした「子ども・子育て支援新制度」により、就学前の子どもの教育・保育を保障するための「給付制度」と「支給認定制度」が導入されました。

新制度に移行した幼稚園や保育所、認定こども園などを利用する場合、市が利用者の費用の一部を給付費として負担します。そのため、給付対象の施設や事業の利用を希望する場合、教育・保育給付費の支給について認定申請を行い、教育認定（１号）または保育認定（２・３号）を受ける必要があります。

◆給付費は、公費を確実に教育・保育に要する費用に充てるため、利用者の皆さまへの直接の給付ではなく、市から施設等に支払う仕組み（法定代理受領と言います。）となっています。

◆認定こども園・保育所・地域型保育などの中から、それぞれのニーズに合った施設や事業所をご利用ください。

※市内認可保育施設一覧については、１．２ ページをご覧ください

【施設の種類】

施設の種類	内 容
幼稚園	小学校以降の基礎を作るための幼児期の教育を行う施設です。
保育所	就労等の理由により家庭で保育のできない保護者によって保育を行う施設です。
認定こども園	幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。
地域型保育	保育所(原則 20 人以上)より少人数の単位で、0～2 歳児の保育を行う施設です。 ※現在四国中央市では小規模保育及び事業所内保育の提供を行っています。





令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化に伴い、3～5歳児クラスの子どもたち及び0～2歳児クラスの市民税非課税世帯の子どもたちの保育料は無償になりました。なお、実費として徴収されている費用（給食費※、通園送迎費、行事費など）は無償化の対象外です。

【0～2歳児の保育料】

0～2歳児の保育料は、公立、私立に関わらず、市が世帯の市民税（主に市民税所得割額）を基に保護者の所得階層を判定し、決定します。令和7年4月から8月までは令和6年度の市民税額、9月から令和8年3月までは令和7年度の市民税額を基準とします。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和 6 年度 市民税所得割額で算定					令和 7 年度 市民税所得割額で算定						

毎年5～6月に会社や自治体等から受け取る「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」（特別徴収の方が対象）及び自治体から直接個人に届く「市民税・県民税納税通知書」（普通徴収の方が対象）で保育料を試算することができます。

令和〇年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

給与所得等に係る市民税 米民税 特別徴収税額										決定 多支還還言(新扶養者台市)									
給与収入	4,290,127	主たる給与	4,290,127	国民年金	0	国民健康保険	0	国民年金	0	課税所得	1,270,000								
給与所得	2,890,400	以上の給与	2,890,400	国民年金	0	国民健康保険	0	国民年金	0	山林所得	0								
その他の所得計	0	所得区分	0	国民年金	0	国民健康保険	0	国民年金	0	分離短期譲渡	0								
		所得金額	2,890,400	国民年金	0	国民健康保険	0	国民年金	0	分離長期譲渡	0								
				国民年金	0	国民健康保険	0	国民年金	0	株式等の譲渡	0								
				国民年金	0	国民健康保険	0	国民年金	0	上海株式等の配当等	0								
				国民年金	0	国民健康保険	0	国民年金	0	先物取引	0								

税	税額控除前所得割額①	76,200	住宅ローン控除額47,628円←② 寄附金控除額 10,249円←③ 調整控除額 3,000円 ①
	税額控除額⑤	60,877	
	所得割額⑥	15,300	
	所得割額⑦	3,500	
	税額控除前所得割額⑧	50,800	
	税額控除額⑨	40,585	
	所得割額⑩	10,200	
	所得割額⑪	2,200	
	特別徴収税額⑫	31,200	
	控除不足額⑬	0	
預	税金充当額⑭	0	
	税金交付額⑮	0	
	差引納付額(⑫-⑭-⑮)	31,200	
	変更前税額⑯	0	
	増減額(⑮-⑯)	0	
	変更月	月	

$$\textcircled{1}15.300 \text{ 円} + \textcircled{2}47.628 \text{ 円} + \textcircled{3}10.249 \text{ 円} = 73.177 \text{ 円}$$

※令和6年度の市民税額で算定する保育料については定額減税額を控除した金額で計算します。

①市民税所得割額は定額減税額控除後の金額が記載されています。

保育料算定の基準となる市民税所得割額の計算には、「住宅ローン控除」「寄附金控除」「配当割額・株式等譲渡所得割額控除」「配当控除」「外国税額控除」は適用されません。控除前の金額で計算してください。
普通徴収と特別徴収の両方で課税されている方は、両方の市民税所得割額を合計して計算してください。

四国中央市内にお住まいであった方で、税申告をされていない等のため、市民税額が不明な世帯につきましては、所得階層が最高階層区分となります。税務署又は市役所税務課において、税申告を行っていただき、確認できた翌月から市民税額に応じた所得階層に改めさせていただきます。



13. 0～2歳児（保育認定）の保育料基準額表

原則として、父母の市民税所得割額の合計額に基づく階層区分により、保育料を決定します。保育料のほかに、施設が定める実費徴収費用については、施設ごとに異なります。

※保育料算定に必要となる市民税所得割額については、個人情報のため電話及び窓口ではお伝えできません。そのため、勤務先から配付された「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額決定通知書」等をご覧ください。市民窓口センターにて世帯の所得課税証明書を取得し、確認してください。

0～2歳児（保育認定）の保育料基準額表

(単位：円)

階 層 区 分		0～2歳児	
		標準時間	短時間
A	生活保護世帯	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0
C1	市民税均等割世帯	14,000	13,700
C2	市民税所得割 48,600 円未満	17,000	16,700
D1	市民税所得割 64,700 円未満	22,000	21,600
D2	市民税所得割 80,800 円未満	26,000	25,500
D3	市民税所得割 97,000 円未満	28,000	27,500
D4	市民税所得割 121,000 円未満	31,000	30,400
D5	市民税所得割 145,000 円未満	37,000	36,300
D6	市民税所得割 169,000 円未満	42,000	41,200
D7	市民税所得割 235,000 円未満	47,000	46,200
D8	市民税所得割 301,000 円未満	54,000	53,000
D9	市民税所得割 397,000 円未満	57,000	56,000
D10	市民税所得割 397,000 円以上	57,000	56,000

軽減措置

〇多子軽減

小学校就学前の範囲で、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円とします。

ただし、一般世帯のうちC1・C2及びD1階層のうち市民税所得割57,700円未満の世帯について（ひとり親世帯等についてはC1・C2・D1及びD2階層のうち市民税所得割77,101円未満の世帯について）は、多子判定における年齢制限が撤廃され^(※1)、子どもの年齢に関わらず、生計を一にしている子どものうち最年長の子どもから順にカウントします。

【四国中央市独自の多子軽減】

生計を一にする18歳（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子）以下の児童が4人以上いる世帯で、年長者から数えて4人目以降の児童についても0円となります。

〇ひとり親世帯等^(※2)の軽減

C1・C2・D1及びD2階層のうち市民税所得割77,101円未満の世帯については、標準時間の場合5,000円、短時間の場合4,900円とし、2人目以降は0円とします。

※1 学業等のため別居しているお子さまで、入所申込書に同居家族として申し出ていない場合は、書類による申し出が必要です。

※2 「ひとり親世帯等」とは、母子世帯、父子世帯又は在宅障がい児（者）のいる世帯等をいいます。



14. 3～5歳児の副食費について

幼児教育・保育の無償化に伴い、これまでは保育料に含まれていた副食費は、保護者の皆様から実費を頂きます。ただし、所得や世帯状況等によって免除となる場合があります。

【1号認定及び2号認定子どもの副食費徴収免除の範囲】

・1号認定子ども

階層区分	第1子	第2子	第3子以降	多子カウント
1 生活保護世帯	免除	免除	免除	生計を一にする最年長の子どもから順にカウント
2 市民税非課税世帯	免除	免除	免除	
2 ひとり親・障がい者世帯	免除	免除	免除	
3 市民税所得割額 77,100円以下	免除	免除	免除	生計を一にする最年長の子どもから順にカウント
3 ひとり親・障がい者世帯	免除	免除	免除	
4 市民税所得割額 77,101円以上 211,200円以下	○	○	免除	小学校3年生以下の範囲において最年長の子どもから順にカウント
5 市民税所得割額 211,201円以上	○	○	免除	

・2号認定子ども

階層区分	第1子	第2子	第3子以降	多子カウント
A 生活保護世帯	免除	免除	免除	生計を一にする最年長の子どもから順にカウント
B 市民税非課税世帯	免除	免除	免除	
B ひとり親・障がい者世帯	免除	免除	免除	
C 市民税所得割額 48,600円未満	免除	免除	免除	生計を一にする最年長の子どもから順にカウント
C ひとり親・障がい者世帯	免除	免除	免除	
D1 市民税所得割額 48,600円以上 57,700円未満	免除	免除	免除	生計を一にする最年長の子どもから順にカウント
D1 ひとり親・障がい者世帯	免除	免除	免除	
D1 市民税所得割額 57,700円以上 64,700円未満	○	○	免除	小学校就学前の範囲において、最年長の子どもから順にカウント
D1 ひとり親・障がい者世帯	免除	免除	免除	生計を一にする最年長の子どもから順にカウント
D2 市民税所得割額 64,700円以上 77,101円未満	○	○	免除	小学校就学前の範囲において、最年長の子どもから順にカウント
D2 ひとり親・障がい者世帯	免除	免除	免除	生計を一にする最年長の子どもから順にカウント
D3～D10 市民税所得割額 77,101円以上 80,800円未満	○	○	免除	小学校就学前の範囲において、最年長の子どもから順にカウント
D3～D10 市民税所得割額 80,800円以上	○	○	免除	

※○・・・副食費負担

※第2子の半額措置はありません

※3号認定（0～2歳児クラス）の給食費は、これまでどおり保育料に含まれます

【四国中央市独自の多子軽減】

生計を一にする18歳（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子）以下の児童が4人以上いる世帯で、年長者から数えて4人目以降の児童についても免除されます。



15. その他の保育サービスについて

(1) 一時預かりについて

保護者の就労や疾病、出産、看護、冠婚葬祭などで、一時的に家庭で保育が困難な場合に、保育施設でお子さまをお預かりするサービスです。週3回程度（月15日）を限度として利用することができます。

【利用料】

○ 1日 1,500 円（前年度市民税非課税世帯/無料）

一時預かり施設

施 設 名	利用可能年齢	利用可能時間	電 話 番 号
乳児保育所こども村（私立）	満 1 歳～3 歳	【月～金】 8 時 30 分～16 時	0896－56－1310
乳児保育所こころ（私立）			0896－58－1787
みしま乳児保育園（私立）	0 歳(生後 57 日～)	【月～金】 9 時～16 時	0896－28－1512
寒川保育園（公立）	満 1 歳～就学前		0896－28－6087
土居保育園（公立）			0896－28－6372
認定こども園アンジェリーナ（私立）			0896－74－6980
東保育園（私立）	1 歳児～就学前		0896－28－6085
妻鳥保育園（私立）	満 4 歳～就学前		0896－22－3980

- ・幼稚園、認定こども園、保育所、地域型保育を利用しているお子さまは利用できません。
 - ・登録は1園においてのみ可能です。
 - ・1人で歩行できること、離乳食が完了していることも条件となります。（みしま乳児保育園を除く）
 - ・初めて利用される場合は、利用前に施設で登録申請と面談をしていただく必要があります。
- なお、登録は年度ごとに必要です。
- ・受付方法等については、各施設で異なりますので直接お問い合わせください。

(2) 病児保育について

お勤めや急な用事など、やむを得ない事情で、ご家庭でお子さまの看護ができない場合、保護者に代わって、看護師・保育士が病気または病気の回復期のお子さまをお預かりして看護保育します。入院や、医療を行うものではありませんので、通院で治療の行える程度のお子さまが対象となります。四国中央市では、ふじえだファミリークリニックに委託し、病院内に開設しています。

【利用料】

○ 1日 2,500 円（市民税非課税世帯/1,000 円 生活保護世帯/無料）

名称	利用可能年齢	利用可能時間	電話番号
病（後）児保育ルーム エミリア	生後5か月～ 小学6年生まで	【月～金】 9時～17時半	0896-23-5925

保育料の滞納について

保育料や給食費は、納め忘れを防ぐため、口座振替によるお支払いをおすすめしております。

保育料は、保育所等を運営するための費用に充てられる大切なものです。滞納されますと、納付いただいた方との公平性が失われるだけでなく、保育現場にも影響が及びます。

本市では、税務課に「債権管理対策室」を設置し、収納対策の強化に取り組んでおります。保育料が納期限までに納付されない場合には、勤務先への給与照会等の財産調査、法令の規定による滞納処分といった手続きを行うことがあります。

何らかの事情で納付できない場合は、児童手当からの徴収や分割納付などのご相談に応じますので、保育幼稚園課までご連絡ください。

